

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成24年12月19日(水曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	14番	栗山千勝君
8番	佐藤文雄君	15番	山内庄兵衛君
9番	中根光男君		

欠席議員

6番	小松崎誠君	16番	廣瀬義彰君
----	-------	-----	-------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	監査委員	古渡善平君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

- 日程第 1 神立駅周辺地区整備に関する調査について
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 4 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 81 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 6 議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 84 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 85 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 88 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 議案第 89 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 14 議案第 90 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 91 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 92 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 66 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 発議第 4 号 平成 23 年度一般会計決算に対する意見書
- 日程第 19 議案第 67 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 請願第 3 号 平成 25 年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書
- 日程第 21 請願第 4 号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書
- 日程第 22 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 神立駅周辺地区整備に関する調査について
- 日程第 2 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 3 議案第 79 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 81 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 84 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 85 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 88 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 議案第 89 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 14 議案第 90 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 91 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 92 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 66 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 発議第 4 号 平成 23 年度一般会計決算に対する意見書
- 日程第 19 議案第 67 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 追加日程第 1 緊急質問
- 追加日程第 2 議案第 94 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 3 議案第 95 号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 日程第 20 請願第 3 号 平成 25 年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書
- 日程第 21 請願第 4 号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、小松崎 誠議員、山内庄兵衛議員、廣瀬義彰議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

12月10日に、委員長の互選のため議会だより編集特別委員会が開催され、その結果、川村成二議員が委員長に、さらには山本文雄議員が副委員長にそれぞれ当選した旨の報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 神立駅周辺地区整備に関する調査について

○議長（小座野定信君）

日程第 1、神立駅周辺地区整備に関する調査についてを議題といたします。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会から調査結果報告書が提出されましたので、委員長からの報告を求めます。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長 加固豊治君。

[神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長（加固豊治君）

おはようございます。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長報告を行います。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会の調査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、12月17日に委員会を開催し、参考人からの意見聴取及び執行部からの説明を求め、調査を行いました。

調査の結果につきましては、まず最初に、神立駅西口地区土地区画整理事業は、平成23年 1 月 25日付で茨城県知事の許可を得て土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を設置し、事業の認可の準備等を進めておりましたが、平成24年11月19日付で茨城県知事より事業認可されました。今後は、平成32年 3 月 31日までの事業施工期間で土地区画整理事業が進められます。

関連事業につきましては、①神立駅橋上駅舎東西自由通路整備、②東口歩行者専用道路及び東口暫定広場整備、③都市計画道路神立停車場線整備事業が予定されています。

①、②の整備に要する費用負担については、土浦市長とかすみがうら市長が別途協議し定めるとの合意に基づき、両市で協議がされました。

①の費用負担割合は、調査結果報告書のとおり、神立駅2キロメートル徒歩圏の人口と駅利用者などの数値を基準に算出され、②の費用負担割合は事業地面積を基準に算出されています。詳細は報告書をお目通し願います。

③の整備については、平成25年度の事業認可に向けて測量及び設計を行っている状況であります。

その他として、土地区画整理事業と関連事業については、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用し、事業を推進するとのことでした。

以上の内容を確認し、委員会としては、今回の委員会の会議をもって調査を終了したく、調査結果報告書を提出するものです。

なお、委員会の会議録は次期定例会において配布予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上で、神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

委員長からの調査結果報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました調査結果報告書を承認し、以上をもって、神立駅周辺地区整備調査特別委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、神立駅周辺地区整備調査特別委員会の調査を終了することに決しました。

委員の皆様には慎重なる調査をいただき、ありがとうございました。

日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第7号は承認することに決しました。

日程第 3 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

この議案について、ただ一点だけ、非常にこれは問題な点があるわけです。旧宍倉出張所の解体の関係の賠償金353万4000円の関係です。

そもそもこの宍倉出張所というのは、宮嶋村長になったときに、前の村長さんが当初予算を組みまして、場所も設定してあったようです。宮嶋村長になってから、その土地貸さないということになって、宮嶋村長じきじきに地権者のところへお伺いをいたしまして、借りてきた土地でこういう状況になっているわけでございます。

そういう経過の中で、この前の議会で大分、私が横車を押したとか、石ころ1つだとか何だとかかかんだとか、悪者にしたようですけれども、私そういうことは一切やっていません。第一、一般会計から353万4000円、これだれが責任とるんだ、といっても責任の所在明らかにしていない。悪者にしたら、私を悪者にして自分がいいものになりたい。全く情けない行政運営なんです。誠心誠意地権者のところへ行って交渉すれば、こういう問題は解決するものなんです。市長はただの1回も行ってない。前の部長はただの2回しか行ってない。それは地権者側にもいろいろ問題はあったようです。だれも随意契約でやってくれなんてことは、せがれさんもそんなことは一言も言っていないように聞き及んでおります。

この問題については、私が入っていく前にどなたか入っていたように聞いておりますが、まず市長もさることながら、部長、担当職員、誠意をもって解決に向けて努力すべきなんです。それが欠けている。なぜ欠けたのか。これは市長の指導力のなさがこういうところに反映しているんです。

ほかの案件は私は賛成したいんですが、この案件だけはどうも理解できない。そういう意味をもって、私はこの議案に対しては反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（小座野定信君）

日程第 6、議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第 82 号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（小座野定信君）

日程第 7、議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第88号 財産の無償譲渡について

○議長（小座野定信君）

日程第12、議案第88号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（小座野定信君）

日程第13、議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

この案件ですが、非常に、先ほども申し上げましたけれども、不用額にしたり、あるいは地代を払わなかったり、それで繰越明許にして今度損害賠償を払う、最低な最悪な事態になったわけです。これは執行部の大きな汚点なんです。市長のこの指導力のなさ、本当に情けなくなる。

地権者がどうぞやってくださいと言っているんです。それが理解できないでこういうことになって、和解することにして、私は反対をいたします。

[鈴木議員 退席]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第14、議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第90号は原案のとおり可決されました。

[鈴木議員 入場]

日程第15 議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第15、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第16、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第92号は原案のとおり可決されました。

[山内議員 入場]

日程第17 議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第17、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、一般会計審査特別委員会に付託をしております。

委員会条例第12条の規定により、副委員長からの報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会副委員長 佐藤文雄君。

[一般会計決算審査特別委員会副委員長 佐藤文雄君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会副委員長（佐藤文雄君）

一般会計決算審査特別委員会委員長報告、代理の副委員長、佐藤でございます。

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

本委員会は、平成24年9月12日に付託されました議案第66号について、9月20日、21日、24日、25日、10月1日、5日、12日、17日、31日、11月14日、22日に会議を開き、市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

委員会の審査の討論では3名からの反対討論がありました。

反対討論では、決算審査中に職員の公金着服が発覚し、平成23年度決算にも影響があることから、このことだけでも決算の認定はできないとの意見や、3市が運営する斎場建設に合併特例債を用いることは違法ではないかとの意見、また、商工会補助金については、議会修正案を無視しており承服できないとの意見がありました。

東京都板橋区に市が出店したアンテナショップについても、議員等が視察をする中改善等もされず、かすみがうら市のイメージを悪くしたであるとか、震災からの復興・復旧が急がれる中で、当事業への支出は大変疑問視されるとの意見がありました。

また、決算審査を踏まえた中で、来年度の予算に取り組んでいただきたいとの意見も出ておりました。

なお、賛成討論はありませんでした。

審査の結果、議案第66号は、起立採決により賛成少数で、不認定とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要は委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

15番、山内庄兵衛議員が出席されましたので、ご報告いたします。

これより、委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第66号の討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論から発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

平成23年度一般会計決算に対して、反対の立場から討論いたします。

今から3年3カ月前、衆議院選挙では、夢のようなマニフェストに熱狂し、国民は圧倒的な数で民主党を支持いたしました。そして、大きな期待を抱いたのであります。

そして、先般の衆議院選挙では、国民はバラマキ政治である民主党体制に別れを告げ、景気回復などを主軸とした確実な政権として、自民党体制を選択いたしました。

この選挙により、国民が今政治に求めているものはマスコミ受けをする政策でもなく、人気とりのばらまきでもなく、地に足のついた着実な政策であることが証明されました。そして、人と人がきずなを大事にし、相互協調し、派手ではないが確実な政治が求められているのであります。

このような背景を踏まえ、平成23年度一般会計決算に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、まず、決算認定のかなめである予算が適正に執行されたかどうかについて大きな問題があり、当該決算の歳計現金は、実際の歳入額と決算額が相違した報告となったのであります。その要因は体育施設の使用料に未収入が生じたことであります。

まず、この点からしても、議会として到底承認できるものではありません。

決算審査でも、各委員から、さまざまな不祥事が指摘されております。このたび重なる不祥事の根底に流れているものは、危機管理に対する政治姿勢が問われているのではないのでしょうか。議会の議決や決議、さらには、提言や助言をないがしろにする市長の政治姿勢に大きな問題があると言わざるを得ません。

一方、事務執行に当たっても十分な予測や検証も行わず、メディア発表型の姿勢、例を挙げれば板橋のアンテナショップのように、本年度は取りやめてしまう例が挙げられます。

さらには、後手後手となっている放射能対策、遅々として進まない災害対策や庁舎復旧、宍倉出張所に至っては解決策を模索する姿勢すらありません。

これでは、組織はますます萎縮し、行政が一丸となって新しい発想や改善を養う土壤が育ちません。

私は、平成23年度の決算審査を契機として猛省し、市長、副市長、教育長が先頭に立ち、原点に立ち返り、このような事件の再発防止のため、危機管理に対する認識を改めることを警鐘いたします。

そのためにも、指導者の意思改革と、一日でも早い危機管理体制が整えられることを切に願ひし、反対討論とし、議員諸侯の賛同をお願いするものであります。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

反対の立場で一言、当委員会では10日間という長丁場にわたる審査をしてきたわけでございます。

そういう中で、まず職員の答弁ができなかったこと、それにはどういう根拠があるかという、まず、予算編成どきの試算の甘さからいろいろな問題が生じている。

岡崎議員からも、反対討論の中で、例えばアンテナショップの関係、あのありさまでなぜ指導できなかったのか。到底あのありさまではかすみがうらのイメージを上げるといえることはできないと思います。

さらには、先ほども申し上げておりますが、宍倉出張所の関係、不用額にしたり、地代は払わない。全く行政のやることじゃないですよ。言葉きついかもしれないけれども、そのほとんどが旧千代田出身の職員がほとんどなんです。情けなくなります。

これもやはり3役がしっかりして、職員指導して、きちんとやってもらう、当たり前前は当たり前前にやってもらう。当たり前前を当たり前前にできなければ、サラリーは50%ぐらいカットしてもいいんじゃないのかなと思います。

今度の決算の審査で、いろいろな面で、会議録見ればわかろうかと思いますが、発覚しております。そういう観点から、職員全体、来年のことを言うと鬼が笑うと言いかもしれないけれども、来年こそはきちんとやってもらって、とりあえずは23年度の決算は賛成しかねますので、議員の方々の協力をお願いします。

[加固議員・山内議員 退席]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不認定とすべきものであります。

この決算は認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第66号は不認定と決定されました。

[山内議員 入場]

日程第18 発議第4号 平成23年度一般会計決算に対する意見書

○議長（小座野定信君）

日程第18、発議第4号 平成23年度一般会計決算に対する意見書を議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成23年度一般会計決算に対する意見書について、提案理由をご説明いたします。

議会における決算審査の意義とは、予算が適正に執行されたかどうかを審査し、かつ、行政効果や経済効果を審査し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要な審査であります。このため、審査結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるようすべきであるとされております。

これらを踏まえ、別紙12項目にわたり要望し、提案するものであります。

内容的には、1から4項目は予算の本質的なあり方や財源確保のあり方に関することであり、6から10項目は事務執行や組織管理のあり方に関することであります。また、11と12項目は危機管理に関する項目でありますので、お目通しをお願い申し上げます。

本意見書は幾つかの点を列挙いたしましたが、特に重視している点は危機管理であります。危機管理対策については、どのような対応策や制度改革を行っても万全の策はないと言われております。つまり、危機を水際で防止するためには、管理の本質である危機意識がどこまで認識されたのかという点が最も重要なかぎであると言われております。

このためにも、市長、副市長、教育長が先頭に立ち、このような事件を再び起こさない仕組みや意思改革を構築することが求められております。

最後に、市政の信頼の根幹を著しく損ねた事件であることを肝に銘じ、これを一つの契機として、危機管理の全般を強化することを望んでやまないものであります。

以上、速やかな対応を求めつつ、その結果について議会へ報告するよう求めるものであります。

議員諸侯のご賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第4号 平成23年度一般会計決算に対する意見書の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第67号ないし議案第72号

○議長（小座野定信君）

日程第19、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

ただいまの議題となっている6件の議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

委員会条例第12条の規定により、副委員長から報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会副委員長 川村成二君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会副委員長 川村成二君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会副委員長（川村成二君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、9月12日に付託されました議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月21日及び11月14日に、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第67号ないし議案第72号は認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりであります。

以上で、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時51分

[加固議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をします。

昨年度の国保税率改正で所得割と資産割を引き下げました。私は、市長が国保会計に一般会計から法定外の繰入金を増額し、近隣市並みに国保税を引き上げるとした点は評価いたしますが、一方で、所得がなくても頭割りで課せられる応益割である均等割を大幅に引き上げたため、低所得者、いわゆる所得なしの方も含め、その層の国保税が上がってしまい、その結果、被保険者の40%を超える世帯が増税となりました。市民からは公約違反だとの声が上がっております。

特に、所得の少ない給与所得者で被用者世帯が引き上がる方が多く、給与所得者世帯では、2,594世帯のうち1,200世帯、46.3%の方が引き上がってしまいました。その額は平均で約4万6000円であります。

徴収率については、現年度分を比較しますと、平成22年度が88.46%、23年度では88.82%で、大きな変化はありません。一方、滞納繰越分は収納率が10%台と低迷しており、滞納額が増加するという状況が続いております。また、平成23年度の不納欠損処分は、22年度と比較して2922万525円増の7622万897円、処理件数は308件で、104件ほど増となっております。増加となった要因は、地方税法第15条の7第4項の規定による「執行停止後3年経過」の案件が全体の件数で118件増であり、生活困窮のために国保税を納めきれない世帯がふえていることを示しております。不納欠損処分しなければ滞納額は7億円を超えるという事態になり、国保税の調定額約、平成23年度は20億円でしたが、その35%を占める結果となるわけであります。

短期保険証の発行数もウナギ登りであります。平成17年度は338件でしたが、23年度は991件で、約3倍ほど増加しております。

問題は、本来社会保険の加入となるべき給与所得者が、会社の都合によって国保に追いやられている実態があることです。長年続く、長引く不況によって、不安定かつ収入の少ない給与所得者がふえ、当市では、給与所得者世帯数は国保加入者全体の38.4%にまでなっています。

国民皆保険制度は国保の理念であります。国民健康保険法の第1条には「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、社会保障の文言があるのは国保法だけであります。国保は社会保障であることの再認識をする必要があると思います。

国民、市民の所得は減っているのに、国保税は上がり続けております。滞納者がふえるのは国保税の高さが原因であります。1984年、政府は国保の国庫負担を45%から38.5%まで引き下げました。それ以来、市町村の国保財政は厳しくなり、国保税が値上げされるという事態になりました。国保会計を立て直すには、もう一度国保の負担率をもとに戻すことを要求すべきだと思います。

私は、国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げを求めるとともに、議会としても、国に対して意見書等を上げることを検討するよう要請し、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第67号は認定することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、これまでの負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる。受けられている医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける。保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。保険料を払えない人から保険証を取り上げるなどというものであり、高齢者の医療を差別するうば捨て制度そのものであります。

平成23年度決算でも、年金などから特別徴収できない普通徴収被保険者数が1,523名、全体の26.2%ですが、そのうち滞納者が137名で、その割合は9%になっており、滞納繰越額は年々増加しております。その結果、短期保険証の発行は25名になっております。

いずれにしても、後期高齢者で所得が少ない方は年金から天引きできない。こういう方が滞納したり、滞納によって短期保険証を発行されるという深刻な事態が生じております。

75歳以上の高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国が十分な財政負担を行い無料にすべきであります。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うことという立場から、決算認定に反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第68号は認定することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

私は、特定環境保全公共下水道整備事業費で加茂地区の工事請負費1億5100万円が計上されることとして、平成23年度の予算に反対をいたしました。

今回の決算は前年度と比較して、下水道分担金及び負担金の収納率、過年度も含めて、決して改善されたとは言えません。

加えて、下水道加入率についても、千代田地区は99.9%ですが、霞ヶ浦地区は71.9%で前年比1.1%の伸び、問題なのは、私が毎回指摘している加茂・牛渡地区流域特環下水道の加入率であります。加入率63.6%で前年比2.2%の伸びで、全く改善されておられません。

市当局は、加入者の増加が伸びない原因は、地域性で農家世帯が多いのが一因と答えましたが、平成22年度実施した加入促進調査によると、「当分の間接続見込みなし」という割合が何と75.4%もあります。これでは何のために公共下水道を整備したのでしょうか。加入の同意が前提で下水道整備を行ったのではないのでしょうか。

私はたびたび指摘してきましたが、霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは、事前調査やはっきりとした同意書がないまま認可を受け、事業、工事だけを進めている結果となっている、また、まさに土建行政の典型だということでもあります。それが当市の借金財政の大きな要因となっているわけでもあります。

本会議での質疑で費用対効果についてただしましたが、下水道建設に投資した額は全体で239億9871万円、そのうち、千代田地区が123億円、霞ヶ浦地区が116億9863万円、その割合は51.3対48.7、ほぼ互角であります。

一方、使用料については、平成23年度、これは滞納分も含めますが、合計額3億789万円で、そのうち、千代田地区が2億3680万円、霞ヶ浦地区は7108万円であり、その割合が76.9対23.1となっていることがわかりました。

建設に見合った加入状況と使用料から見ると、霞ヶ浦地区は費用対効果に問題があることは明らかであります。このことを考えれば、加茂地区などの事業を無理やり進めるのではなく、加入促進を図る努力を一層強めること、そして、当市の生活排水処理施設整備計画の見直しを早急に行うことが必要ではないのでしょうか。

このことを要請して、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第69号は認定することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第70号は認定することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をします。

介護保険料が高過ぎるという声は、該当する第1号被保険者である市民からも悲鳴とも思われ

るほど上がっております。

平成23年度決算では保険給付費の伸びが著しく、実質収支は1976万円でありました。一方、収入未済額に対する不納欠損額の割合が平成23年度では23.8%と断トツに高く、だんだんふえていく傾向があります。保険料を年金から天引きできない普通徴収の方の人数に対して不納欠損された割合を見ますと、23年度で普通徴収の方が1,769人、不納欠損した方が253人ですので、率にして15%の方が不納欠損ということになります。その253件、金額で746万4900円ですが、そのうち「収入見込みがない」が171件と大多数であります。払いたくても払えない現実があるのです。介護保険の場合ですと、不納欠損等が該当しますと、先々、サービスを受ける際に給付制限を受けることとなります。不納欠損と滞納について、特に普通徴収者、いわゆる低所得者層に介護保険制度の矛盾があらわれているのではないのでしょうか。

また、利用したくても1割負担が大変で利用できないという声も深刻です。認定者に対して利用者、いわゆる受給者の割合は、平成23年度では85.3%ですが、予防給付については65.9%、前年度72.1%です。介護給付では91.9%、前年度は92.3%であります。前年度と比較して数値が下がっております。また、居宅サービスについて、介護区分別の支給限度額に対する利用割合は、要支援を除けばすべて50%未満となっております。認定されても介護が受けられないというこれは、利用料が1割負担だということが一つの大きな壁になっていることが数値でもはっきりとあらわれております。

今年度から3年間は第5期の介護保険が始まりました。当市では介護保険料が大幅に引き上げられ、基準月額4,900円で、県内では7番目に高い保険料となっております。

私は、高齢者にこれ以上の負担を押しつけるべきではないと考えます。きめ細かな実態調査を行い、実情によっては一般会計からの支援も必要ではないのでしょうか。

お年寄りが安心して暮らせるかすみがうら市にすることを要請して、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第71号は認定することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をします。

これまで、市の水道会計には、一般会計から補助金として9000万円繰り入れしておりました。その目的は営業助成及び企業債償還のためとしておりました。特に旧霞ヶ浦町では、上水道事業における高料金対策として、資本費が167円以上、給水原価が263円以上であるため、繰り出し基準に基づいて一般会計から繰り入れされておりました。その繰入金を活用して、企業債の繰上償還や借りかえによって、水道事業会計は年々改善されてきたわけです。

平成23年度水道会計は、震災の影響もあり、877万574円の赤字となりましたが、それでも平成23年度の未処分利益剰余金は1億1964万2158円となっております。減債積立金も2億279万962円もあります。次の段階は市民への還元、すなわち水道料金の引き下げ措置であります。

しかし、市長は、平成23年度から一般会計からの補助金を4000万円削減し、5000万円といたしました。そのことが今回の水道会計事業の赤字決算の最大の問題となっているのではないのでしょうか。水道事業は独立採算が原則だと言われますが、公営事業であり、市民に低廉な水道水を提供する責務があります。したがって、一般会計からの補助金は必要な措置であります。

私は、茨城県の水が高い原因は、過大な水需要計画による水源開発事業にあると何度となく指摘してまいりました。当市でも、過去に過大な人口増を根拠にした県との実施協定水量を増量した経過があります。しかし、当時の神立駅東部地区の開発構想は破綻し、人口増は見込めません。今後の水需要について、水道事務所長も急激な増というのは期待できないと認めております。

したがって、県との実施協定を見直し、大幅な変更を求めます。と同時に、安くて安全な地下水源を最大限に活用することを要請して、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第72号は認定することに決定いたしました。

ただいまから……。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

緊急質問をお願いしたいんですが、取り上げていただけでしょうか。

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行う場合は、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

○14番（栗山千勝君）

最近の話なんですが、あじさい館の電気料の誤送金について。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、件名だけを述べてください。質疑項目だけを述べてください。

○14番（栗山千勝君）

あじさい館の電気料の支払いについて。

○議長（小座野定信君）

ただいま、14番 栗山千勝議員から、緊急質問に同意の上、直ちに発言を許可されたいとの申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

念のために申し上げます。

緊急質問については、会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに、議会の同意を得て質問することができるとされております。

この採決は起立により行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問に同意の上、直ちに発言を許可することは可決されました。

追加日程第1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

今年度に入って不祥事が起きている中で、危機管理がどうなっているかということが非常に問題になっているわけでございます。

そういう中で、最近の話なんですけど、聞くところによると、あじさい館の電気料の誤送金をしてしまったという話を聞き及んでおります。

そういう中で、なぜこの誤送金をしてしまったのか。なぜこの誤送金というのが発見されたのか。なぜこの誤送金が何人かの決裁を経ながら送金してしまったのか。具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

担当部課長から答弁をさせます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

栗山議員のあじさい館電気料の支払いについてお答えいたします。

あじさい館の11月分の電気料120万5542円を正当な債権者でない者に誤って振り込んでしまった事件でございます。本来PPS事業者の日本ロジテック協同組合に支払うものを、日本テクノ株式会社水戸営業所に支払ってしまったものでございます。

誤って振り込んだ日本テクノ株式会社水戸営業所のほうから、12月11日に予定外の振り込みがあったことについて、翌12日に担当職員に問い合わせがございまして、会計課で調査したところ、誤って振り込んだことが判明したものでございます。翌13日に日本テクノ株式会社水戸営業所に連絡をしまして、返納の了解を得て、返納通知書を送付し、21日までに返納するとの回答を得ているところでございます。

今回の事務処理上の間違いの原因につきましては、担当者が11月30日に支払い伝票を起票したところ、債権者欄に請求書と違う債権者名を記入したことに気づかないまま、また、予算執行者の支払い命令の決算においてもチェックが漏れまして、債権者が違う誤った伝票を会計課に送付しまして、会計課のほうでそのまま誤ったまま振り込んでしまったことによるものでございます。支出票の記載時の請求事項の未確認によること、また、決裁におけるチェック漏れによるものが原因でございます。

以後、今後伝票処理については再確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいり所存でございます。

ます。

市の信用を失墜させましたことに対しましておわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大体的内容はわかりました。

そこで、これは間違いというのはだれもあるんです、完璧な人は一人もないわけですから。しかしながら、この問題については一番最終チェック、これ会計責任者ですね。そこにどういう伝票が流れたのか、請求書まで添付されて流れていっているのか。どういう決裁したのか、会計責任者にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 吉藤 稔君。

○会計管理者（吉藤 稔君）

このたびの事案につきましては、ただいま教育部長からありましたように、担当部局から支出命令表すなわち支出伝票が来まして、それには正規の請求相手会社のロジテックの請求書が添付されておりました。ただし、その支出伝票のほうにはその誤った会社のほうの会社名と口座番号等が記入されておまして、通常業務ですと、これらの支出伝票類につきましては、担当から上がってきました内容につきまして、会計課なりの各担当から最終的には私の管理者までのチェックを入れまして、確認の印を押して、その後金融機関のほうに手続を進めるわけでございますけれども、今回の事案につきましては、こういった流れの中で、まことに申しわけございませんでしたけれども、ただいま申し上げましたように、請求会社と支出伝票のほうの違い、これをチェックが至らないために、そのまま金融機関のほうへ手続をしてしまったということでございまして、こういったことでチェック機能がここまで至らなかったということは、まことに私のほうの不注意といえますか、監督不行き届きも含めまして本当の失態でございましたので、この場をおかりしまして、皆さんに申しわけなく思っておりますので、今後改めまして、この点につきましては適正に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

会計管理者の気持ちは十二分にわかります。

そこで、この支払いまでの何人くらい決裁を押すのか、押してあるのか、それをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 吉藤 稔君。

○会計管理者（吉藤 稔君）

担当課を含めまして6名でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこで、市長、6人の方がこれはめくら判でこういう失態を起こしたわけですね。あれほど不祥事の問題が取りざたされる中で、こういう失態は行政業務として最低ではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに栗山議員おっしゃるごとく最低でありまして、この件につきましては、市民の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、再度再度のことになります、再発防止に努めてまいりたいとこういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の気持ちは十二分にわかりました。

そう言っているながら不祥事の連続ですから、まず管理職一丸となって、こういう問題はきちんとないようにはしてもらいたい。

それは資料が、決裁の資料がいっぱいあることはわかります。なければ別に問題ないんですが、あったときにやはり大きな問題が発生するわけです。さらに、これ6名の方が決裁している中でだれも気がつかなかった。本当にお粗末な話なので、今後このようなことは絶対に議会で指摘されないように頑張ってもらいたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で、14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

ただいま、市長から議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

お諮りいたします。

議案第94号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第94号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案書配布]

追加日程第2 議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

○議長（小座野定信君）

ただいま議案が配り終わりました。

追加日程第2、議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）を議題と

いたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、既定の予算に、地方自治法第213条第1項に基づく繰越明許費を追加するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

補正の内容としましては、既定の予算に、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、繰越明許費を追加するものでございます。

3棟の消防団詰所整備工事について、10月26日、11月28日の2回入札を行った結果、2棟について落札者がいない状況となり、標準工期を考慮すると年度内に執行することが困難であるため、第3分団第2部上土田890万4000円、第4分団第3部上稲吉915万6000円、総額1806万円の予算を繰越明許費をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、繰越明許で、3棟のうち2棟が10月26日と11月28日で落札者がいなかったということの説明ですが、これだけでは不十分だと思うんです。何か原因があるんじゃないですか。例えば設計に問題があるのか。

そうしますと、今回のこの繰り越しの金額についても疑義が持たれると思うんです。これについてはどうですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

内容については担当課のほうがわかるかと思えます。

○議長（小座野定信君）

答弁者は挙手を願います。

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防団の詰所につきまして、日程、契約等からご説明いたします。

設計の契約につきましては、平成24年5月2日に契約を設計につきまして実施しました。今回につきましては、3棟を1本にて設計契約をしました。設計完了日が24年9月28日、約5カ月間の設計期間をとりましたので、3棟1本で建築確認等もありましたので、5カ月間の設計期間を設けました。

それに伴いまして、設計終了後に第1回の、今説明したように、10月26日、11月28日というようなことで入札を行いましたが、3棟のうち1棟のみが落札ということで、2棟が応札がなかったというようなことになっておりますので、標準工期の確保が困難というようなことで、公室長の説明のとおり、今回繰り越しをお願いするものです。

繰り越しに伴いまして、今後、できれば年度内に入札を、落札をしてもらうような方向で、金額等は額等の変更はないんですけども、入札の方法等について、落札をしていただけるように十分協議して今後の落札に挑んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

執行部に申し上げます。

これは追加日程でございます。それなりの議案に対する準備が全く、説明ができないということで、これを一覧にしてフローチャート、設計委託日から今までの経緯、そして原因についてを一覧にまとめて直ちに提出してください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時36分

再 開 午前11時37分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午後 1時00分

[市長公室長・消防長 退席]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

大変申しわけないんですが、消防がまだ到着できませんので少々おくれます。申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩を求めるといことですか。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時00分

再 開 午後 1時03分

[市長公室長・消防長 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

先ほどの佐藤議員の質問で抜けていたもので、答弁いたします。

設計時につきましては、県の標準価格において計算しておりますので、現在の実勢価格との開きが若干あるというような話は聞いておりますが、あくまでも県の標準価格の算出になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、フローチャートをつくるという話だったんですが、ちょっと時間的にできませんでしたので、簡単に箇条書きのような形で今回の繰り越しの明許書類を提出させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、入札、これ消防団の詰所の新築工事ですね。設計委託をいたしましたね。その設計委託したところが、今調べましたら、有限会社友水設計ですね。これがいわゆる希望価格に対して落札価格が69.3%、予定価格、予定価格はくじ引きがありますので、いずれにしても参考に、74.5%なんです。かなり低いことは、設計としては低いかなというふうに思います。

そこでお尋ねしますが、これ今友水設計が請け負ったと、それで5カ月の工期でやったという

ふうにおっしゃいました。それで1回目の入札が10月26日で不調だったといったときに、そのときにどういうふうな対応いたしましたか。

まずそれをどういうふうに対応したか、その点をお聞きします。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

1回目の入札不調に基づきまして、資料にも書いてあるとおり、仕様書の原材料の仕様を変更いたしました。なお、電気設備等の変更等もございまして、2回目の11月28日の入札に臨んだような状況です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ入札の前に設計委託をいたしましたね。そのときに、設計にかかわって具体的な協議、例えば詰所のありようとか、そういうことについてはどこまでかかわったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

設計につきましては、現在、五反田地区の詰所が現在もう完成しておりまして、その設計等を友水さんに一応見ていただきまして、同様な設計でお願いしたいというような内容を友水設計のほうにはお話ししてございます。その五反田の詰所はもう今完成しておりますけれども、同様な仕様で設計をお願いしたいというようなことで話してございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、特別な設計ではないということになりますよね。そうすると、5カ月も要するというのがまずここで不思議だというふうに思うんです。標準設計だと、ただ実勢価格と合わないと、ただここで若干の変更をしてやったけれども、また不調になったと、それも2カ所不調ですよ。これはどこに原因があるというふうに思っていますか。今後もこれ設計をまた見直しするわけじゃないでしょう、もう1回設計見直したから。どこに原因があると思いますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

原因につきましては、業者さんがいらっしゃらないということで、業者さんのほうですとやはり設計価格が安いというのは何か聞いておりますので、今後は単品の入札じゃなく、できれば2カ所一緒にして入札するとかということを検討いたしまして、今後、早急に入札が落札できるように対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

設計価格が安いというのはどこから聞いたんでしょうか。応募する、応札する業者がないから設計価格が低い、安いだろうというふうに判断したんでしょうか。それとも、直接そういうふうな話を耳にしたんでしょうか。

それとあわせて、そうすれば、今回この今の入札エリアが市内、土浦、石岡限定ですよ。もっと広く公募すると、条件を広げるということは今度の入札の条件で考えているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

価格については、今佐藤さんおっしゃるとおり、応札者がいないので一般的に設計価格が安いんじゃないかというような部分でお話ししました。

今後の入札のエリアにつきましては、土浦、石岡、かすみがうら限定じゃなく、県内全域というようなことで入札エリアを拡大して入札を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

副市長は、入札は早く出せというようなことで指導しておったわけなんです、設計期間が5カ月、それで設計完了日から1カ月、約半年かかって入札に入ったというようなことなんです、今までの副市長のその指導がどのくらい行き届いたのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

全体的な入札の発注率に関しましては、これは建築若干遅いということもありましたけれども、ほぼ上半期は大分かなり、去年に比べますと進んでおります。下半期についても、標準工期が満たせるか満たせないかを含めて、今進めておりますので、この辺のところはご理解いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

消防署のほうで設計書を読める方はいらっしゃるんですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防署のほうで確認申請等も受理してやっておりますので、資格等がある者はいないんですけども、ある程度の図面等、材料等を確認することは可能になっています。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この設計そのものは県の仕様書に基づいて設計したということなんですが、県にしても、国にしても、利益が出ないような設計はしないですよね。若干の利益が出るようにこれなっているわけです。その辺どういうふうに考えますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

原材料関係、全部国の標準基準額で、設計のほうに確認したところ、その金額ではじいたということなんですけれども、昨年の3・11の関係から非常に材料自体の価格が高騰しているという部分があるので、そこの部分の県の基準額との差額があるのかなという感じはしましたけれども、以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この材料関係なんですけど、建設物価の資料の関係で、半年に1度ずつ調査が入っているんですけども、必ずこれもうかるようにできているんです。ただ、それを応札者がいないということは、これ非常におかしいなと思うんですが、とことん設計書を追及して、はじき直したことはないんですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

その半年に1回ということも当然聞きましたので、その確認も設計のほうにはしてあります。その結果でも、設計屋さんのほうはこれが標準の県の価格であるということだったものですから、それ以上のことは確認してございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この設計の期間5カ月という期間をどういう基準に、資料に基づいて設定したのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

一番用途の変更関係に日にちを要するという、特に60条申請関係もありますので、あくまでも宅地の部分に建てる申請ではないので、そちらに、物自体はそれほど日数をいらないということなんですけれども、用途の変更に時間がかかるということ、あと、さらに建築確認の申請等もあり、さらに水道等も入っておりませんので、水道、下水道の関係からこの5カ月間の設計期間が必要だということがありましたので、5カ月間というふうなことで契約をしてございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この用途の変更と言うけれども、消防詰所の場合には非常に緩和されているんです。下水道、水道なんて市のやる仕事なんですから、そんな難しく考える必要ないんですよ。5カ月かかって、なおさら1カ月後に応札なんです、入札なんです。だから、その辺が一番問題なんです。

そういうことを今後課題にして、副市長陣頭を切って、せっかく我々議員、これつくってだめだと言ってるんじゃないから、早くつくってくれというんです。

いいですよ、答弁は。きちんと部下を指導してもらいたい。よろしく。

以上。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号については、委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第94号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第94号は原案のとおり可決されました。

ただいま市長から、議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。お諮りいたします。

議案第95号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第95号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。議案の配布をお願いします。

[議案書配布]

追加日程第3 議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、監査委員としてご活躍いただいております、かすみがうら市稲吉東3丁目15番24号、久保田喜久男氏の監査委員としての任期が本年12月17日をもって満了となりましたことから、適任者である同氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてご説明をいたします。

これまで監査委員をお願いしておりました久保田喜久男氏を引き続き監査委員に選任するために、議会の同意をお願いするものです。

久保田喜久男氏は、昭和35年に中央大学法学部法律学科を卒業され、昭和52年に簡易裁判所判事を拝命し平成18年1月に退官されるまで、東京簡易裁判所を初任として全国10カ所の裁判所に勤務をされました。退官後の18年5月には、水戸地方裁判所の司法委員となるべき者に選任されております。本市においては、平成20年12月18日に監査委員に選任され、平成22年9月からは代表監査委員としてこれまで職務を行っていただいております。

以上のとおり、久保田喜久男氏は、人格が高潔であるとともに法律や行政の実務に精通され、行政運営に関しすぐれた識見を有する方であり、監査委員として最適任者であるということから、引き続き監査委員に選任するために、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

議案第95号は人事案件でありますので、先例により、討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略し採決することに決定いたしました。

次いで、議案第95号の採決を行います。

議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

全会一致により、ご異議なしと認め、議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてはこれに同意することに決しました。

日程第20 請願第 3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書

○議長（小座野定信君）

日程第20、請願第3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書を議題といたします。

ただいまの議題となっている請願の審査につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 藤井裕一君。

[文教厚生委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○文教厚生委員会委員長（藤井裕一君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書につきましては、12月10日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号については、委員から趣旨採択との意見が出され、起立採決の結果、起立多数により趣旨採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますのでごらんいただきたいと思っております。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第21 請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第21、請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査につきましては、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長 川村成二君。

[災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長（川村成二君）

災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第4号の審査のため、12月13日に委員会を開催し、紹介議員の説明及び執行部に水道事業の現状説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、請願第4号は異議があり、起立採決の結果、賛成者なしにより、不採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第4号の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書について、賛成の立場で討論をします。

使っていない水まで負担させないでほしいという市民の声は切実であります。私はこれまで、

水道の基本料金を見直し、従量制への移行を求めてまいりました。昨年2月、これは市議会議員選挙が終わった翌月ですが、宮嶋市長に、水道基本料金見直しを求める要望書を約160筆以上の署名を添えて提出しております。

市長は、これを受けて、昨年12月の定例会で議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを提案いたしました。

しかし、この議案は、議会議員の多数により否決されてしまいました。その反対理由は、場当たりのポピュリズム、いわゆる大衆迎合主義ともいう内容でしょうか、ポピュリズムであり、目先の改正ではなく、将来の水道のあるべき姿を計画しその対策を講ずることが、行政改革を訴える市長に求められているということでありました。

今回の特別委員会の審議においても、紹介議員の、私が紹介議員なのですが、紹介議員の説明の中で、一般会計からの補助について質問がありました。そこで、この一般会計の補助についてですが、市長は、見直しによる減収分については一般会計より補助金として負担するという提案資料がございます。それにはっきりと明記しているわけであります。

今回、委員会における採決に当たって討論はございましたが、この不採択の理由は、いわゆる場当たりのポピュリズムということが主な理由なのかどうかははっきりはいたしません、前回の反対理由と同様な趣旨で不採択したものと思います。

しかし、私は、水道加入者の約3軒に1軒は水道使用量が基本水量以下となっている現実を直視すれば、市民の切実な声にこたえていただきたいというふうに思います。

署名の取り組みは極めて短期間でありましたが、479筆の署名が寄せられております。

議員諸侯の皆さんにはご理解をいただき、ぜひ賛同していただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

日程第 2 2 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第22、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成24年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。会期15日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会仮議長 山 内 庄 兵 衛

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 栗 山 千 勝